

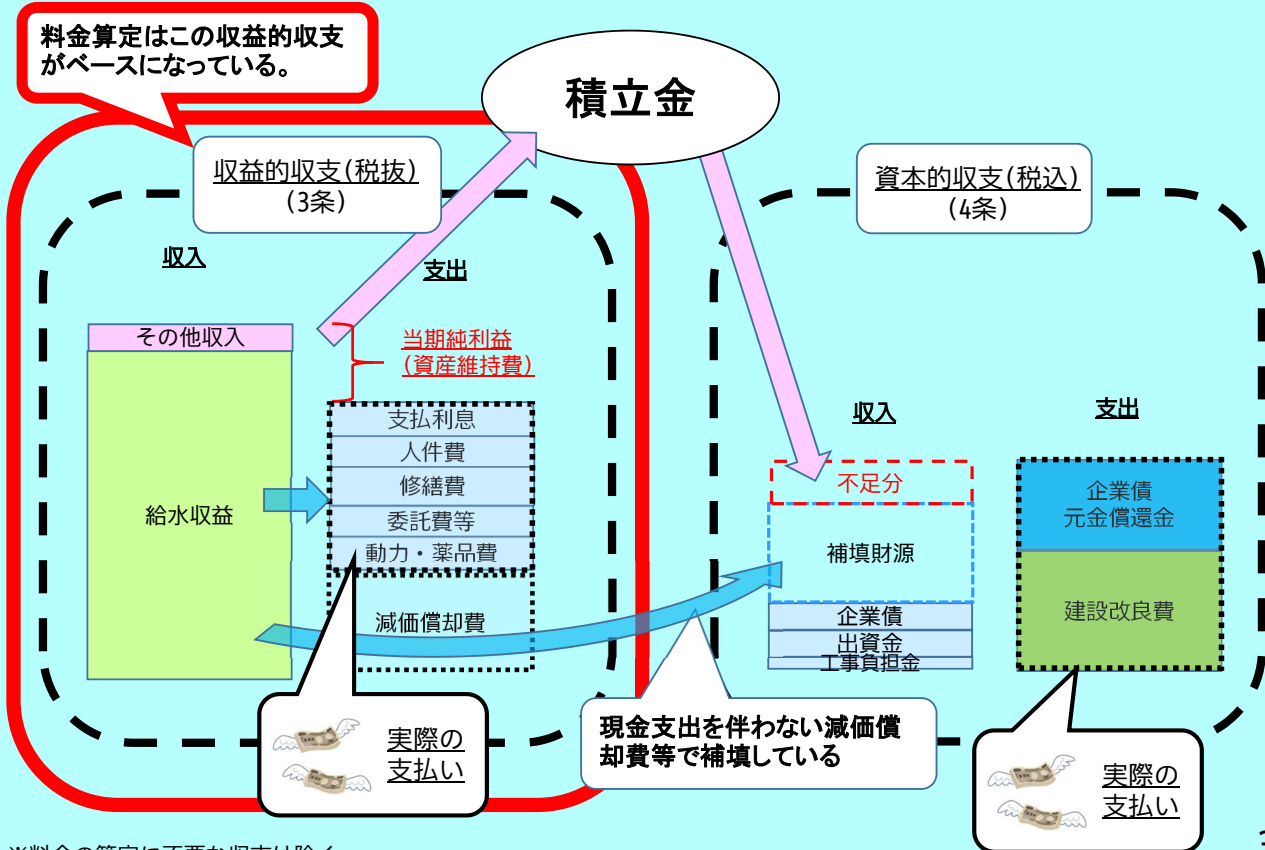
水道料金・下水道等使用料及び 受益者負担金について

- 前回(R3)の水道料金算定と現在の状況について
- 前回(R3)の下水道使用料算定と現在の状況について

前回(R3)の水道料金算定と
現在の状況について

水道事業決算 イメージ

料金算定はこの収益的収支がベースになっている。



※料金の算定に不要な収支は除く

3

水道料金の考え方

公益社団法人日本水道協会では、「水道料金算定要領(以下「算定要領」という。)」を定めており、本市では、この算定要領に基づき水道料金の算定を行っている。

過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営に基づく**営業費用**+水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる**資本費用**により算定

⇒ **総括原価方式**

- 料金収入(給水収益) = 総括原価
 = 営業費用(イ) + 資本費用(ロ) - 控除額(ハ)
- イ 営業費用・・・人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用
 - ロ 資本費用・・・支払利息、資産維持費
 - ハ 控除額・・・営業収益の額から給水収益を控除した額(その他の収益)

総括原価=給水収益

+

(ハ)控除額

=

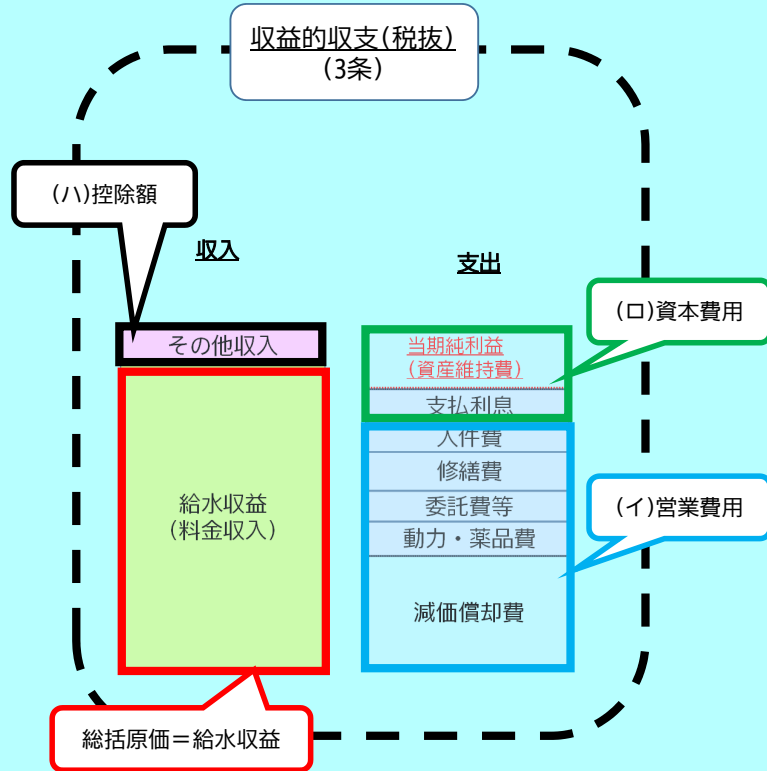
(ロ)資本費用

+

(イ)営業費用

4

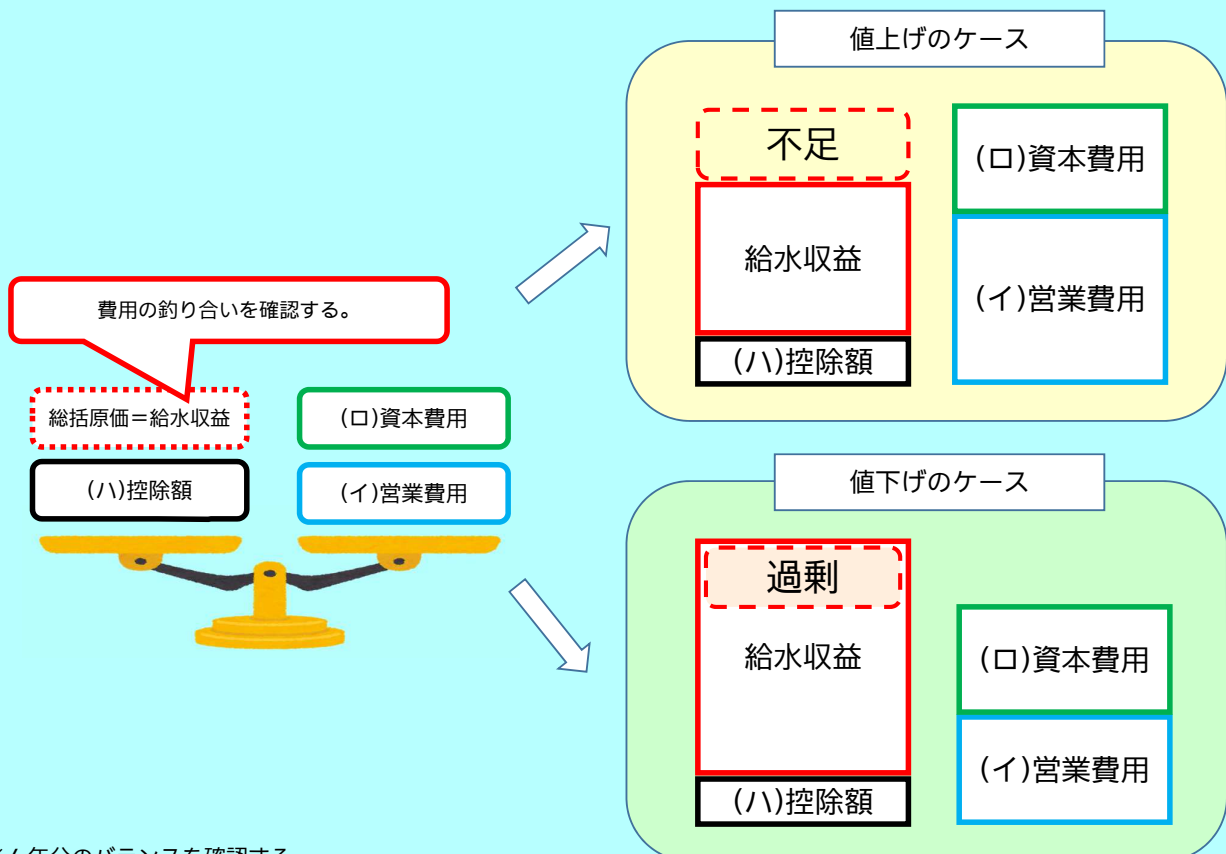
水道料金算定 イメージ



※料金の算定に不要な収入は除く。

5

水道料金算定



※4年分のバランスを確認する。

6

資産維持費の算定

$$\text{資産維持費} = \text{(イ)対象資産} \times \text{(ロ)資産維持率}$$

(イ)対象資産

償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど、将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

(ロ)資産維持率

今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として**3%を標準**とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。

ただし、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

7

資産維持率(標準) 3%を採用した場合【昨年度(R3)料金算定】

17.3%
料金値上げが必要

給水収益
必要な収入 約332億円
↑ 不足額 49億円
約283億円(現行収入)

資産維持率
標準3%

(ロ) 資本費用

資産維持費 約72億円

利息 約4億円

(ハ) 控除額

約10億円

(イ) 営業費用

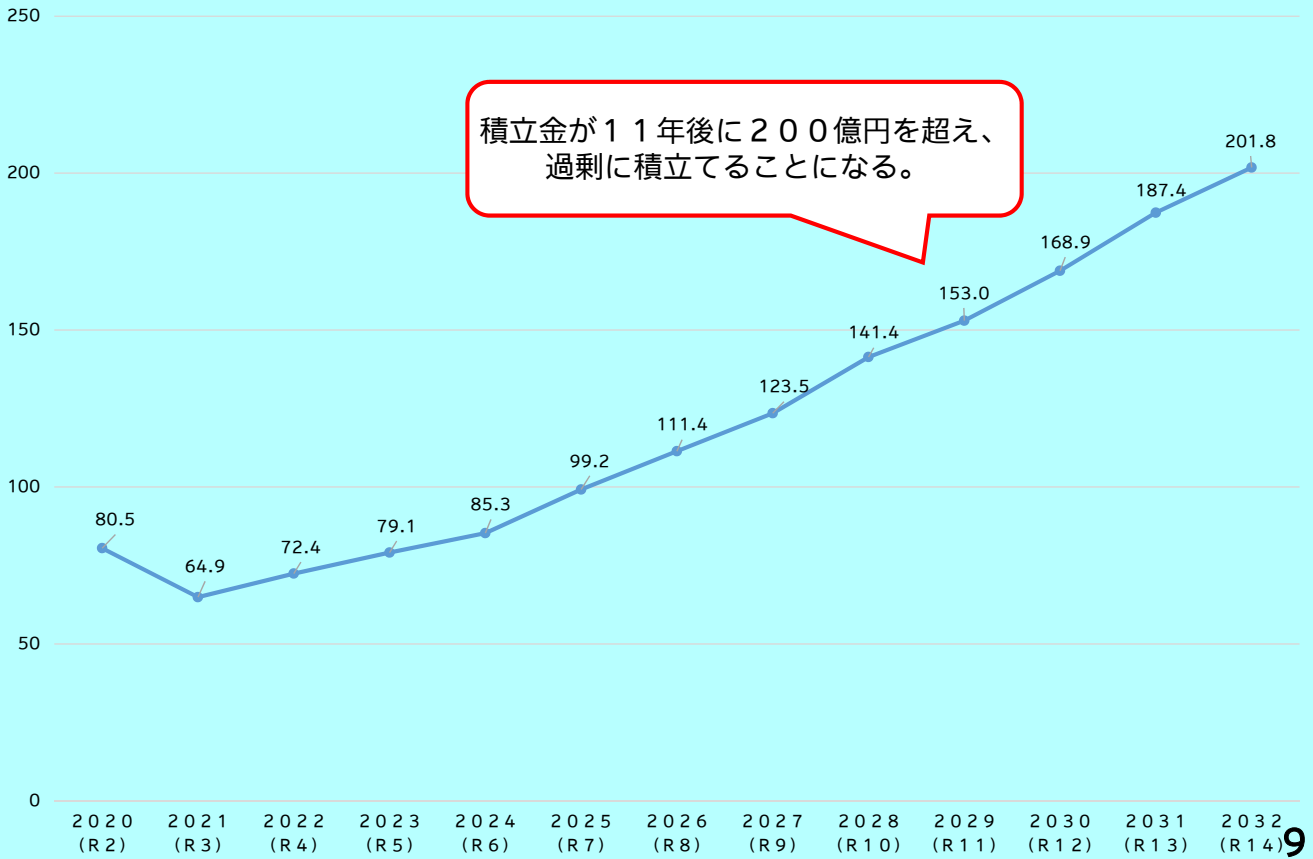
約267億円

4年間の収入と支出
を比べる

※端数処理により合計に差異が生じている。

8

【億円】



積立金が11年後に200億円を超え、
過剰に積立てることになる。

前回の資産維持率の検討

資産維持率 標準3%

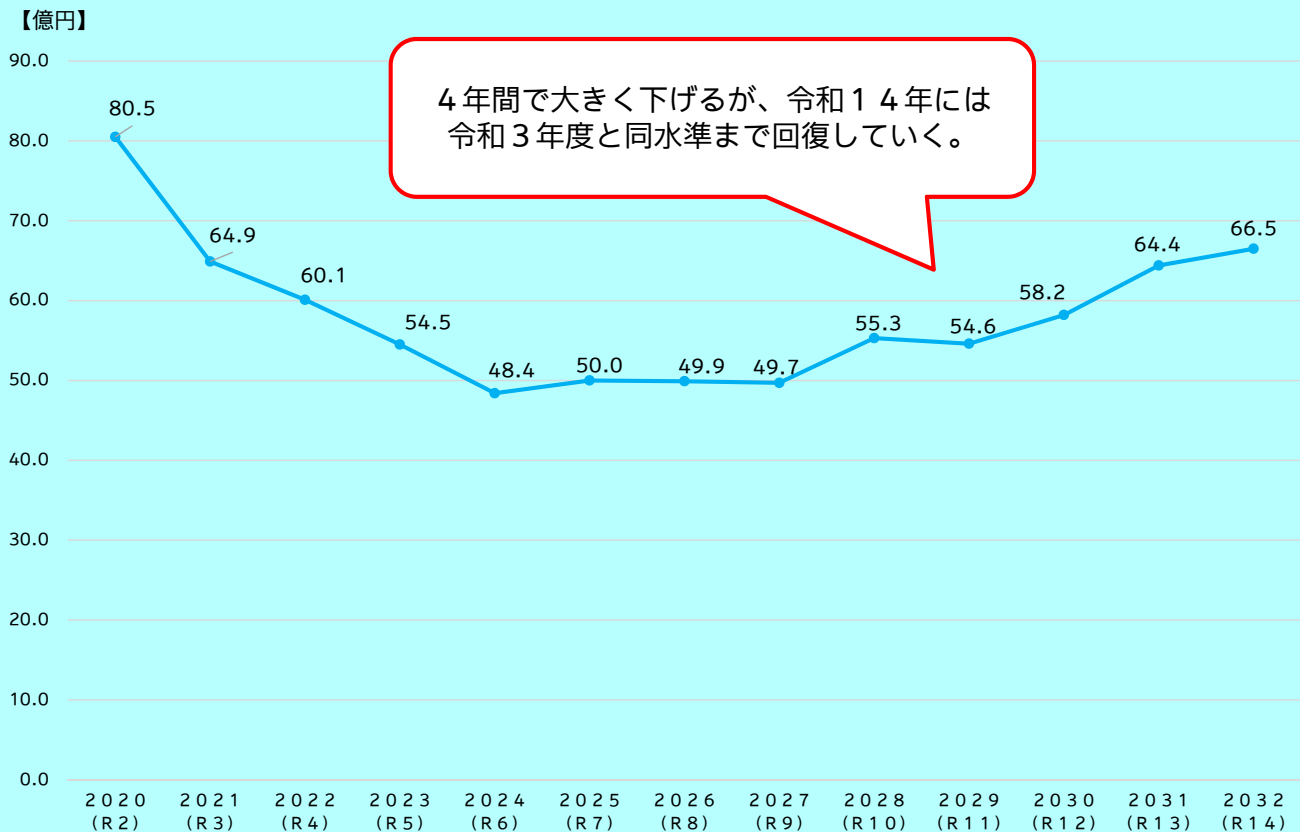
水道料金17.3%の値上げは、
市民生活に多大な影響。
積立金の推移は11年後に、
200億円を超える予測。

市民生活に影響の少ない水道料
金を据置いた場合の積立金の推
移を考慮する。

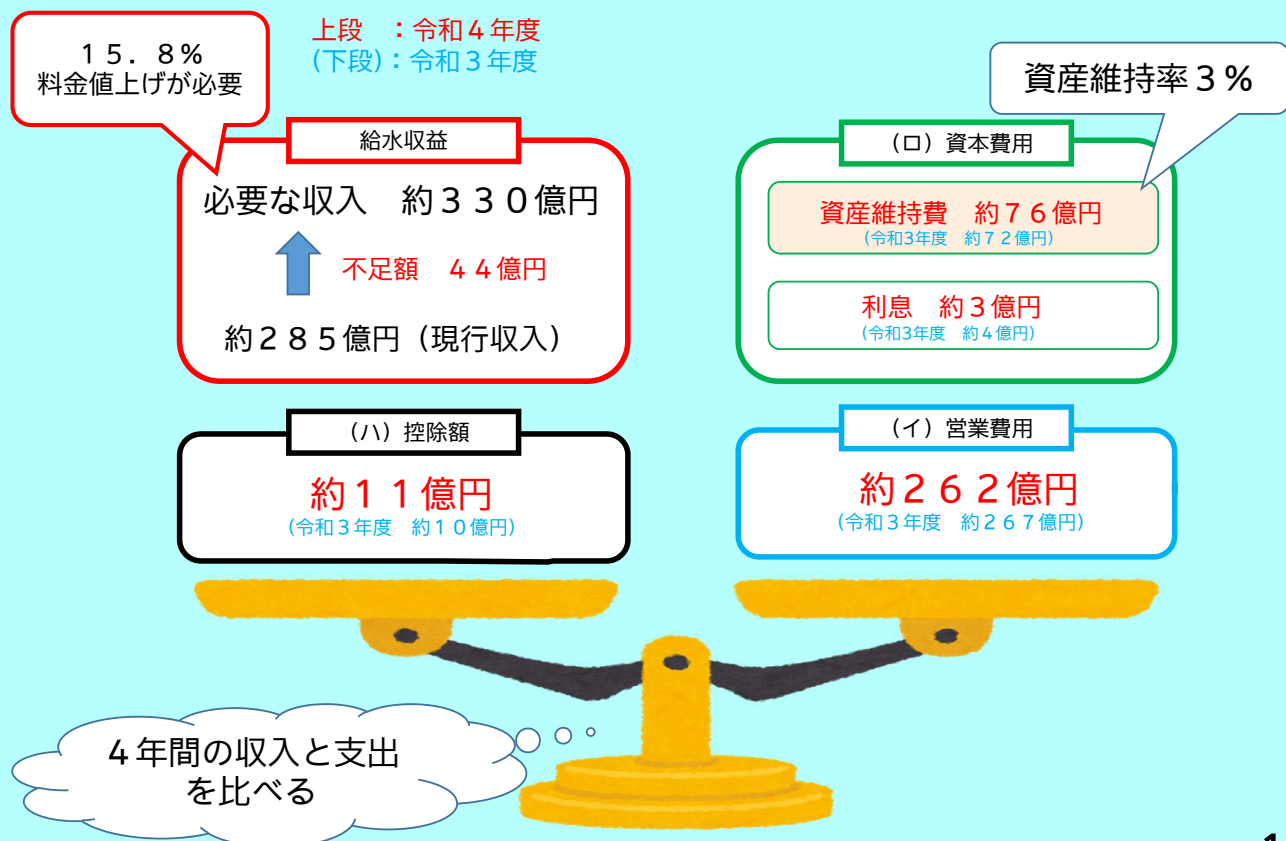
(料金を据置いた場合)
資産維持率 標準0.94%

給水収益(現在の料金)から算出した資産維持率で、
積立金(繰越財源)の推移を注視する。

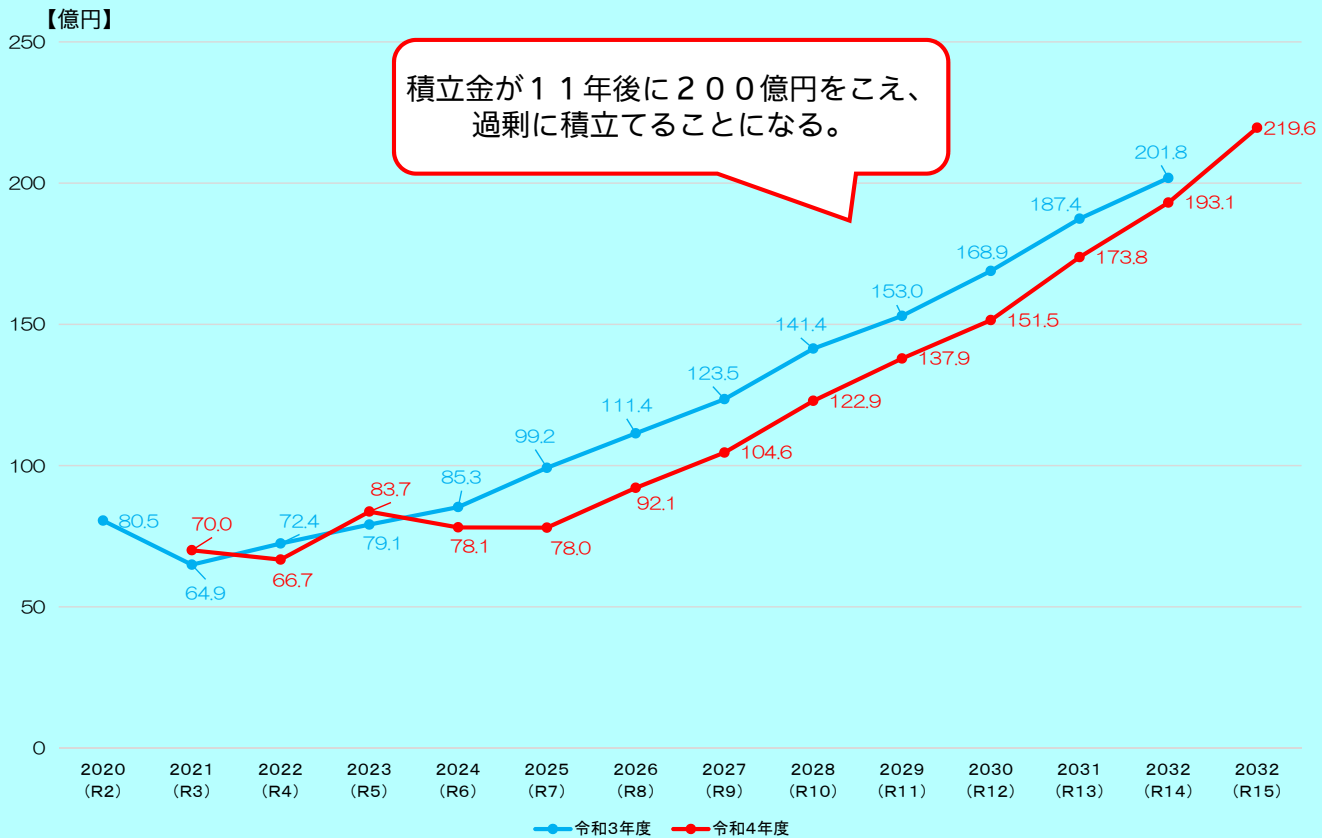
繰越財源（積立金等）の推移 【昨年度(R3)料金算定】



資産維持率3%で料金算定した場合 【今年度(R4)の料金算定】



資産維持率 3% で算定した場合の積立金の推移 【R3, R4比較】



※令和3年度の2020(R2)と令和4年度の2021(R3)の数値は、当該年度の繰越額を控除している。

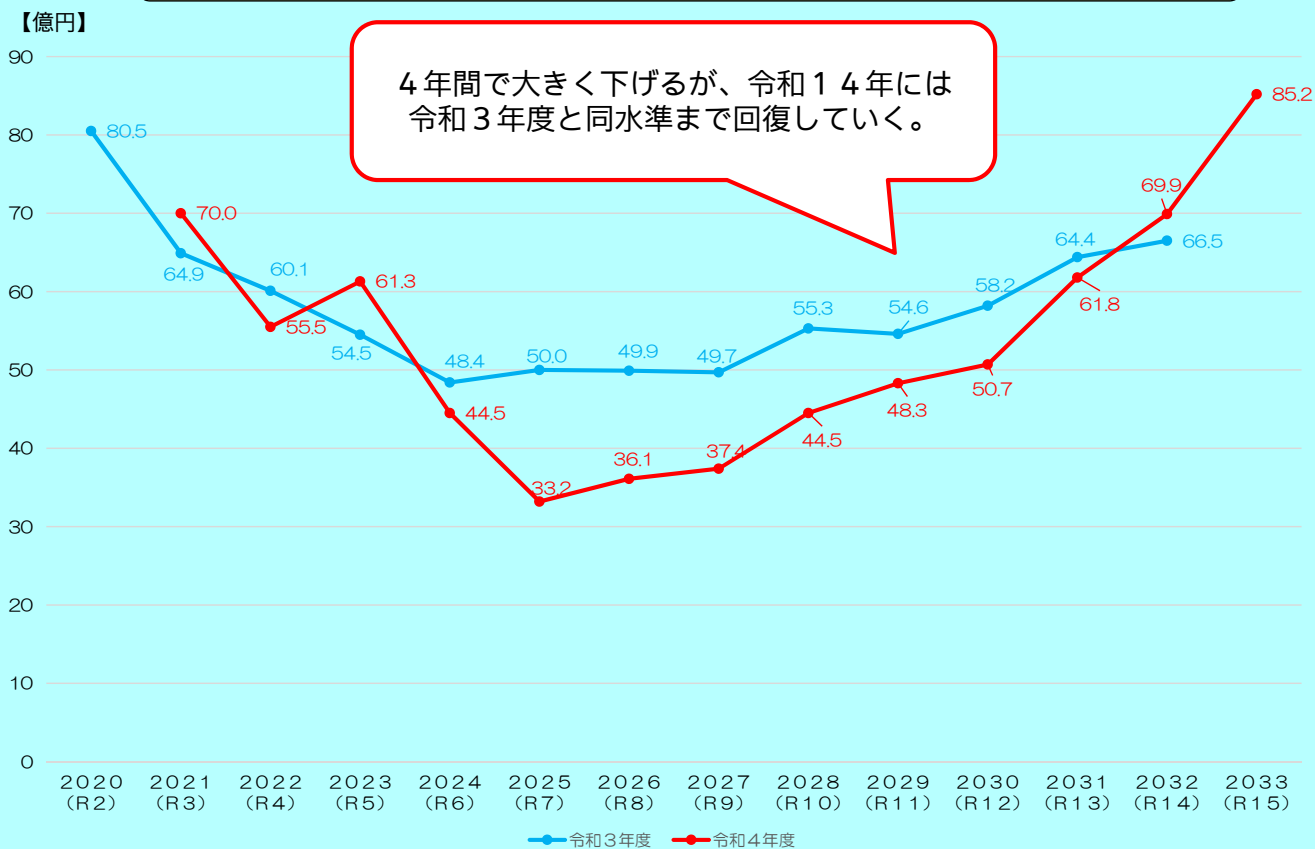
料金を据え置きとした場合 【今年度(R4) 料金算定】

上段 : 令和4年度
(下段) : 令和3年度

料金据え置いた場合
資産維持費率1.23%に相当
(令和3年度 約0.94%)



繰越財源（積立金等）の推移 【R3、R4比較】



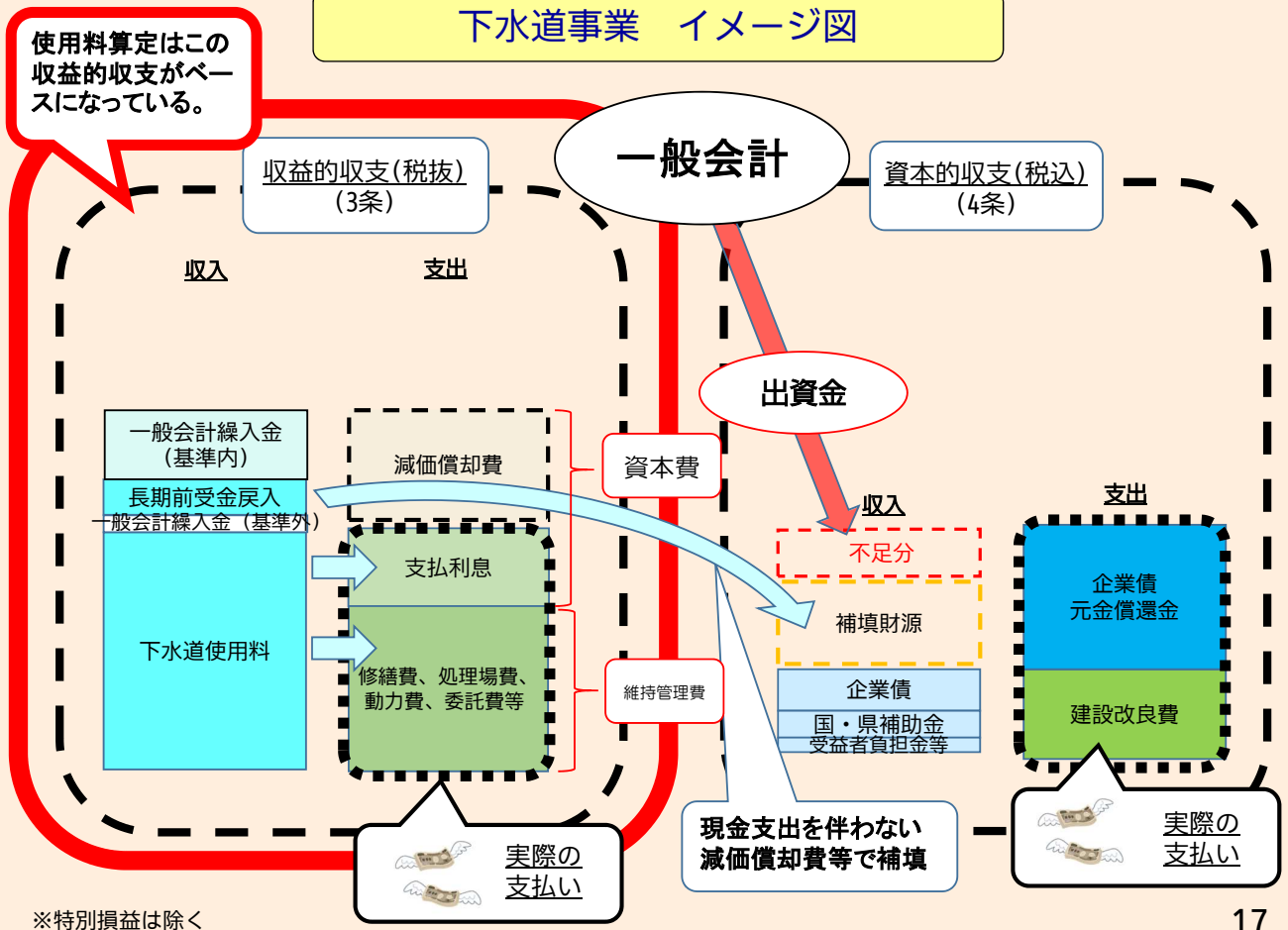
※令和3年度の2020(R2)と令和4年度の2021(R3)の数値は、当該年度の繰越額を控除している。

15

前回(R3)の下水道使用料算定
と現在の状況について

16

下水道事業 イメージ図



17

下水道使用料の考え方

下水道法第20条第1項及び第2項に基づき、公益社団法人日本下水道協会では、2017(平成29)年3月に「下水道使用料算定の基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)を発行した。

本市では、この基本的考え方を参考に下水道使用料の算定を行っている。

1. 使用料の基本的考え方

○下水道事業の運営管理に係る経費のうち、私費で負担すべき経費(使用料対象経費)を回収するために使用者から徴収するもの。

○使用料対象経費の算定は、下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して算出する。

【参考】

使用料見直しの必要性を判断する際の最も重要なベンチマークは、使用料水準が適切に設定されているかを評価するための代表的な指標である「経費回収率」がある。

18

下水道使用料対象経費の考え方

下水道管理運営費
資本的収支 支出
(資本費・維持管理費)

下水道管理運営費
(雨水)

下水道管理運営費
(汚水)

下水道管理運営費
(汚水)

控除額

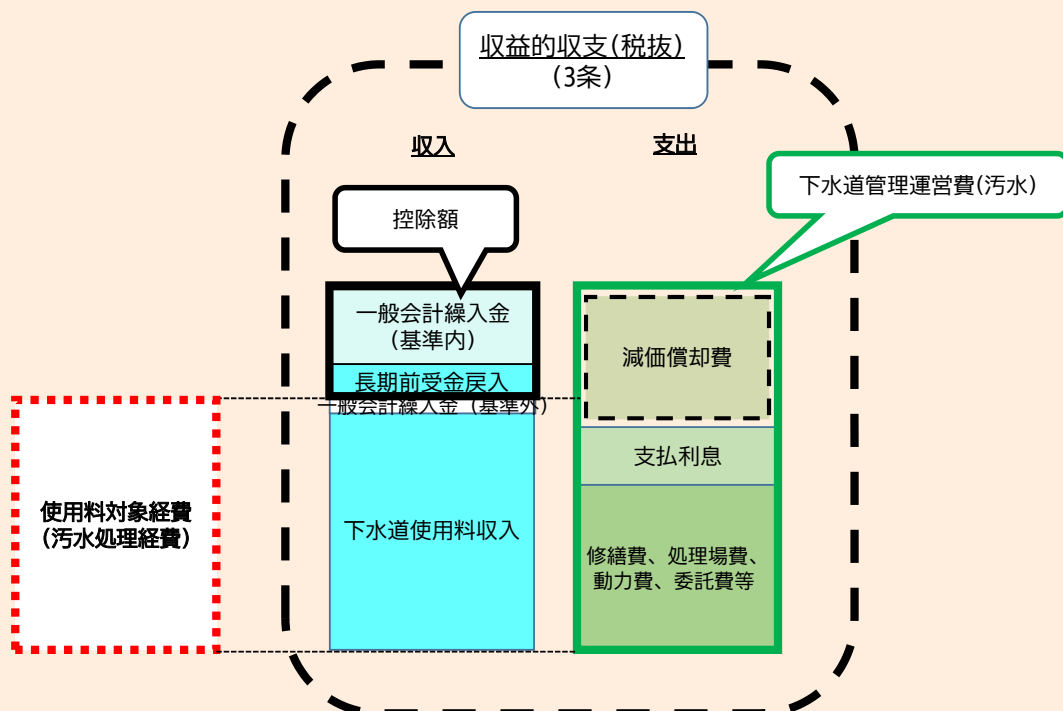
下水道使用料対象経費
(汚水処理経費)

控除額・・・一般会計繰入金(基準内)
長期前受金戻入

※雨水の運営費は、一般会計の負担。

19

下水道事業 イメージ図



20

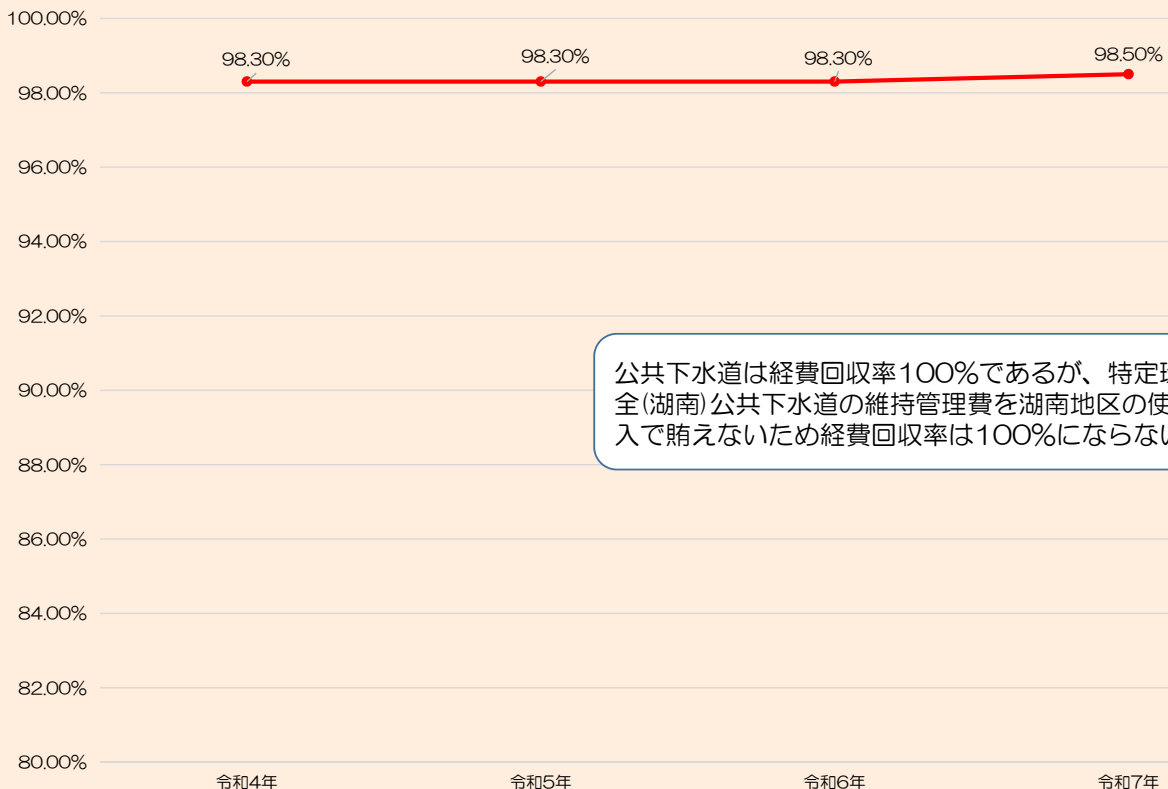
経費回収率

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{使用料対象経費 (污水处理経費)}}$$

経費回収率とは、使用料で回収すべき使用料対象経費（污水处理経費）を使用料収入で賄えているかどうかを示す指標。
この数値が100%を下回っている場合、使用料で回収すべき污水处理経費を全て使用料で賄えていない状況を示す。

21

今後4年間の経費回収率の推移【昨年度(R3)料金算定】



22

前回(R3)と今回(R4)の下水道使用料算定の比較

上段 : 令和4年度
(下段) : 令和3年度

【単位：億円】

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
下水道管理運営費(汚水)	(69.8)	69.4 (65.6)	67.7 (64.4)	68.2 (65.1)	68.2
控除額	(25.7)	29.7 (24.3)	28.1 (24.7)	28.6 (23.2)	28.7
使用料対象経費	(40.2)	39.7 (40.2)	39.6 (40.2)	39.6 (40.2)	39.5

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
下水道使用料収入	(39.5)	38.7 (39.5)	38.7 (39.5)	38.6 (39.6)	38.5

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
経費回収率	(98.4%)	97.5% (98.3%)	97.5% (98.3%)	97.5% (98.3%)	97.6%

前回(R3)算定した経費回収率と今回(R4)算定の比較

